

公的年金等からの所得税・個人住民税の定額減税に関するQ & A

質問一覧

1. 定額減税制度の内容

- 問1 定額減税はどのような制度ですか。
- 問2 年金に係る所得税、個人住民税についても、定額減税を受けられますか。
- 問3 年金に係る定額減税の金額はどのように計算されますか。
- 問4 年金に係る所得税の定額減税の対象となる配偶者及び扶養親族の範囲はどうなりますか。

2. 定額減税の計算と扶養親族等申告書

- 問5 年金に係る定額減税を受けるための届出は必要ですか。
- 問6 令和6年中に扶養親族の人数が変わった場合、手続きが必要ですか。
- 問7 令和6年中に海外から日本に転入した場合、年金に係る所得税の定額減税を受けられますか。
- 問8 令和6年中に海外へ転出した場合、引き続き年金に係る所得税の定額減税を受けられますか。
- 問9 令和7年以降に、遡って令和6年以前分の年金の新規請求の手続を行いました。令和6年の定額減税の対象となりますか。

3. 定額減税に係る通知書の内容

- 問10 年金振込通知書には、個人住民税に係る定額減税額の記載がありませんが、どのように確認すればよいですか。
- 問11 年金を受給していた者が亡くなりました。準確定申告用の源泉徴収票で定額減税の額を確認することはできますか。
- 問12 年金振込通知書に所得税に係る定額減税の金額は記載されていないのですか。

4. 確定申告・給付金制度

- 問13 年金のほかに給与収入もありますが、年金からの定額減税は行われますか。
- 問14 令和6年中に源泉徴収される所得税額が少ないため、扶養親族等の人数に基づき計算される定額減税の全額を控除することができません。何か手続きが必要ですか。
- 問15 所得税及び個人住民税の定額減税とあわせて行われる各種給付措置はどのような内容なのですか。

公的年金等からの所得税・個人住民税の定額減税に関するQ & A

1. 定額減税制度の内容

問1 定額減税はどのような制度ですか。

(答)

定額減税については、令和5年11月に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（閣議決定）が示され、この中で、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税を減税することが示されました。

これを踏まえ、令和6年3月30日に所得税法等の一部改正及び地方税法等の一部改正が行われ、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税が行われることとなりました。

問2 年金に係る所得税、個人住民税についても、定額減税を受けられますか。

(答)

所得税の源泉徴収又は住民税の特別徴収の対象となる老齢年金を受けられている国内居住者の方については、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税について、次のとおり定額減税が実施されます。

○所得税

令和6年6月に支払われる年金の源泉徴収税額から、受給者並びに一定の配偶者及び扶養親族1人につき3万円が控除されます。

控除しきれない金額については、以後の令和6年中（令和6年12月支払まで）の年金支払いにおいて順次控除されます。

○個人住民税

令和6年10月に支払われる年金から特別徴収されるべき個人住民税の額から、受給者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円が控除されます。

控除しきれない金額については、以後の令和6年度中（令和7年2月支払まで）の年金支払において順次控除されます。

問3 年金に係る定額減税の金額はどのように計算されますか。

(答)

年金に係る所得税からの特別控除の額は次の金額の合計額となります。

- ・本人 3万円
- ・「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載された合計所得金額が48万円以下である源泉控除対象配偶者及び扶養親族 1人につき3万円

個人住民税からの特別控除の額は次の金額の合計額となります。

- ・本人 1万円
- ・控除対象配偶者及び扶養親族 1人につき1万円

問4 年金に係る所得税の定額減税の対象となる配偶者及び扶養親族の範囲はどうなりますか。

(答)

年金に係る所得税の定額減税の対象となる配偶者及び扶養親族は次のとおりです。

・配偶者

「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載された国内に居住されている源泉控除対象配偶者であり、合計所得金額の見積額が48万円以下の方です。

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～ 95万円以下	95万円超え
本人所得	900万円以下	所得税控除 定額減税控除	所得税控除 —	
	900万円超え	(所得税控除※) ※ 障害者控除のみ該当 —		控除対象外

・扶養親族

「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載された国内に居住されている控除対象扶養親族(16歳以上)又は扶養親族(16歳未満)であり、合計所得金額の見積額が48万円以下の方です。

2. 定額減税の計算と扶養親族等申告書

問5 年金に係る定額減税を受けるための届出は必要ですか。

(答)

年金に係る定額減税を受けるために、届出をする必要はありません。

令和6年分の扶養親族等申告書を提出している方は、その記載内容に基づき定額減税の計算が行われ、提出していない方は本人分（3万円）のみの定額減税が行われることになります。

問6 令和6年中に扶養親族の人数が変わった場合、手続が必要ですか。

(答)

扶養親族等申告書を改めて日本年金機構に提出いただく必要はありません。

年の途中に定額減税の対象となる扶養親族等に変更があった場合は、確定申告を行っていただく必要があります。

問7 令和6年中に海外から日本に転入した場合、年金に係る所得税の定額減税を受けられますか。

(答)

令和6年中に海外から日本に転入した方についても、転入日以降の年金（令和6年6月以降の支払に限る。）に係る所得税がある場合には、定額減税を受けることができます。

問 8 令和 6 年中に海外へ転出した場合、引き続き年金に係る所得税の定額減税を受けられますか。

(答)

定額減税を受けられる対象者は、国内居住者の方に限られています。

このため、令和 6 年 6 月以降に海外へ転出した場合には、転出日以降の年金に係る所得税の定額減税を受けることはできません。

問 9 令和 7 年以降に、遡って令和 6 年以前分の年金の新規請求手続きを行いました。令和 6 年の定額減税の対象となりますか。

(答)

令和 7 年以降に新規請求の手續等により、遡って令和 6 年分の年金の支払が初めて開始された場合は、定額減税の対象となりません。

初回支払にあわせて令和 6 年分の源泉徴収票を送付しますので、必要に応じて確定申告等を行っていただくこととなります。

3. 定額減税に係る通知書の内容

問 1 0 年金振込通知書には個人住民税に係る定額減税額の記載がありませんが、どのように確認すればよいですか。

(答)

年金から特別徴収される個人住民税の定額減税は令和6年10月の支払から対象となります。このため、令和6年10月に改めて送付する振込通知書に市区町村で決定された定額減税後の特別徴収税額を記載することとしています。

なお、個人住民税に係る定額減税額については、各市区町村で決定されますので、お住まいの市区町村に確認していただくようお願いします。

問 1 1 年金を受給していた者が亡くなりました。準確定申告用の源泉徴収票で定額減税の額を確認することはできますか。

(答)

令和6年中に定額減税が行われていた年金受給者が亡くなられた場合は、令和6年分の準確定申告用の源泉徴収票に「定額減税が行われた金額」や「控除しきれなかった額」を記載し送付します。

問 1 2 年金振込通知書に所得税に係る定額減税の金額は記載されていないのですか。

(答)

年金振込通知書の「所得税額および復興特別所得税額」欄については、定額減税を控除した後の税額を記載しています。

年金振込通知書の「前回支払額」欄に定額減税が実施される前の「前回支払額」が記載されており、前回の税額と比較すればおおよその減税額を把握することができるようになっています。

詳細な減税額の確認については、年金事務所又はねんきんダイヤルにお問い合わせください。

なお、令和7年1月に送付する公的年金等の源泉徴収票については、令和6年中に減税された金額の詳細を記載することとしています。

4. 確定申告・給付金制度

問 1 3 年金のほかに給与収入もありますが、年金からの定額減税は行われますか。

(答)

主たる給与の支払者から支払を受ける給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額の控除を受ける人についても、公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税額の控除を受けることとなります。

なお、給与等と公的年金等で重複して定額減税を受けたことのみをもって、確定申告を行っていただく必要はありません。

このため、従来どおり、確定申告すれば税金が還付される方や、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であって、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であることにより、確定申告が不要とされている方（注 1）など一定の方については、必ずしも確定申告をする必要はありません。

なお、確定申告が必要な方や、確定申告が不要であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出される方は、申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

確定申告などの所得税に関するお問合せはお近くの税務署に相談してください。（注 2）

（注 1）その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となっている方に限ります。

（注 2）個人住民税の特別徴収に係る相談は、お住まいの市区町村へ相談してください。

問 1 4 令和 6 年中に源泉徴収される所得税額が少ないため、扶養親族等の人数に基づき計算される定額減税の全額を控除することができません。何か手続が必要ですか。

(答)

定額減税額が年金からの所得税額を上回り、控除しきれない金額がある場合は、所得税の還付又は市区町村で行われる給付措置を受けられる場合があります。詳細についてはそれぞれ管轄の税務署又はお住まいの市区町村へ相談してください。

問 1 5 所得税及び個人住民税の定額減税とあわせて行われる各種給付措置はどのような内容なのですか。

(答)

所得税及び個人住民税の定額減税の実施と併せて行われる各種給付措置については、各市区町村において実施されますのでお住まいの市区町村に照会してください。